



品総総発第100号

令和5年11月2日

品川区特別職報酬等審議会

会長 島崎 妙子 様

品川区長

森澤 恭子



品川区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等について（諮問）

品川区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等について、品川区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

諮 問

本区の区議会議員の報酬ならびに区長、副区長および教育長の給料の額は、令和2年1月に、一般職員の給与改定等を基準として、減額改定されました。また、期末手当は令和3年12月に0.11月の支給月数引き下げ改定がなされ、現在に至ります。

今年度、一般職員につきましては、特別区人事委員会において、月例給の引き上げ（初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ）、ならびに期末勤勉手当支給月数の引き上げの勧告があったところです。

これらの情勢から、本区の区議会議員の報酬、期末手当ならびに区長、副区長および教育長の給料、期末手当それぞれについて、品川区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき意見を求めます。